



自己と非自己

エムティー法務研究会 新屋 博明

1. 自己 self と非自己 not-self

病院側の視点に立ってブランチをみた場合、現行の制度は、ブランチを病院の一部（自己）とみなしながら、他方では請負契約に基づくもの（非自己）としているので、ブランチは制度上の矛盾を抱えていると言わざるをえません。

ブランチの導入を臓器移植に例えると、ブランチ（非自己）を病院（自己）に生着させなければならないのですが、現行のブランチは、請負契約に基づく非自己としての側面が強いので、生着には困難が伴うと思います。

そこで、自己（病院）と非自己（ブランチ）間の免疫応答を制御する必要がありますが、“法的な枠組み”は設けられていても、円滑で機能的なブランチ運営が成立するように誘導する“法的な配慮”は、残念ながら不十分です。

2. 形式と実態

ブランチは、発注者である病院側と請負業者（いわゆる検査センター）とが請負契約を結ぶことによって成立しますが、労働者派遣契約とは異なり、ブランチ契約が成立しても病院側はブランチで働く検査センター所属の技師（以下、ブランチ技師）に対する指揮命令権を取得しません。

しかし、ブランチ技師も病院内で検体検査業務に携わっている以上、実際は病院側の指揮命令を受けて働いていると考えるのが妥当です。つまり、ブランチの実態は技師派遣に限りなく近いということです。

このように、ブランチ契約の形式（請負）と実態（派遣）との間には齟齬があるので、これもブランチが抱える矛盾の一つになっています。

3. まとめ

ブランチ自体は法的に認められた存在なので、私はブランチを否定するつもりはありませんが、現行のブランチは、制度上の矛盾を抱えているので、この矛盾が解決・解消されない限り、円滑で機能的なブランチ運営は難しいと思うのです。

裁判員制度 <その3>

◇ では、どのような事件の裁判をするのですか？

◆ 地方裁判所で行われる刑事裁判について導入されることとなります。裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪ですが＜刑事裁判の控訴審や民事事件、少年審判等＞は対象にはなりません。現在、刑事裁判は平成 18 年には地方裁判所だけで 10 万件以上の刑事事件の起訴がありますが、すべての刑事事件に裁判員制度を導入することは国民の負担が大きくなるため、国民の意見を採り入れるのにふさわしい、或いは、国民の関心の高い重大な犯罪に限って裁判員裁判を行うことになりました。

◇ それでは、何ヶ月も何年も続く裁判も担当するのですか？

法律の定めている対象事件に該当した場合は、審理期間に関係なく裁判員の担当する事件となります。しかし、裁判員裁判においては、数日で終わることを見込んでいます。これまでの裁判では、約 1 か月おきに間隔をあげて行われており、裁判員制度対象の事件については、平均約 8 か月かかっていました。しかし、実際に法廷審理の日数は 6 日前後です。これからは、裁判員の負担も考慮し可能な限り毎日開廷されるようになり、同じような事件でも、1 週間程度で審理が終わる計算となります。更に、ポイントを絞った裁判が行われるように、裁判官・検察官・弁護人の三者であらかじめ事件の争点や証拠の整理を行う＜公判前整理手続＞ため、さらに短縮されることが期待できます。したがって、迅速な裁判の実現効果も期待されていることとなります。

◇ 裁判員の関与が困難な例外的なものにはどのような事件が考えられますか？

裁判員やその家族に危害が加えられたり、平穏な生活が侵害されるおそれがあり、その参加が非常に難しいような事件です＜裁判員法 3 条 1 項＞。被告人が過去に裁判官への加害・報復を行ったことのある組織の一員であり、有罪の場合には担当の裁判官や裁判員に対して報復する旨の声明を出している場合などが考えられます。

◇ 同じ被告人が複数の事件に起訴されている場合は、全て裁判員の担当になりますか？

全ての事件を併せて審理した場合、審理期間が著しく長くなるなど裁判員の方の負担が著しく大きくなることがあり得るため、裁判員の負担を軽減するために事件をいくつかに分けて＜区分く区分した事件＞し、それ毎に審理を担当する裁判員を選任し、裁判員と裁判官で有罪・無罪のみを判断する判決を行うことが可能です＜部分判決＞。この部分判決を踏まえ、最後に審理を行う裁判員・裁判官が担当する事件の有罪・無罪の判断に加え、全体の事件について判断し、判決を言い渡すこととなります。このように、区分した事件ごとに審理を行う場合、後の事件の審理を担当する裁判員になる人を裁判員候補者の中からあらかじめ選ぶことができます。このあらかじめ選ばれた人のことを＜選任予定裁判員＞といいます。

次号に続く・・・